

広島県告示第九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
広島県福山市山手町地内					
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成二十九年政令第八十四号）で定める事項
山手町（六七八六）	急傾斜地の崩壊	山手町（六七八六）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山手町（六七六一）	急傾斜地の崩壊	山手町（六七六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山手町（六七六一）	急傾斜地の崩壊	山手町（六七六一）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
小田（三四六九）	急傾斜地の崩壊	小田（三四六九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
江良（五二五）、江良（三四六八）	急傾斜地の崩壊	江良（五二五）、江良（三四六八）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
山手町（二七二七）	急傾斜地の崩壊	山手町（二七二七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり	次の図のとおり
坊坂（三四六七）	急傾斜地の崩壊			次の図のとおり	次の図のとおり
李原川（八六）	土石流			次の図のとおり	次の図のとおり
李原川（八七）	土石流	李原川（八七）	土石流	次の図のとおり	次の図のとおり

李原川（八 八 a）	土石流	次の図のとおり	李原川（八 八 a）	土石流	次の図のとおり
李原川（八 八 b）	土石流	次の図のとおり	李原川（八 八 b）	土石流	次の図のとおり
李原川（八 八 c）	土石流	次の図のとおり	李原川（八 八 c）	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。